道路交通法が大巾改正　12月1日から

道路交通法が十二月一日から大巾に改正されるため、今回は三ページにわたり、その主な改正内容をお知らせします。

今回の改正内容は二・三人に一人が運転免許を持つ「国民皆免許時代」を迎えて、クルマ社会の新しい秩序づくりをめざすものです。

ドライバーも、歩行者も、自転車を運転する人も、是非とも知っておいていただきたい、大切な事柄です。

自転車の通行安全

横断帯が新設

自転車で横断中の交通事故を減らすため、新しく自転車専用の横断帯が設けられます。幅一・五メートルの横断帯には、自転車の図柄入りの標識や標本がつきますが、横断歩道に併設される場所では、歩行者用の信号と共通になります。

車は横断帯の手前ではスピードを落とし、自転車横断中は必ず一時停止をしなければなりません。

また、横断帯の手前三十メートル以内での追い越し、追い抜きは禁止となります。

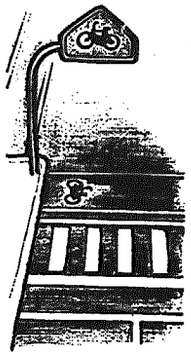

交差点への進入が一部禁止

交通のはげしい交差点などでは自転車で横断するのはとても危険です。とくに、大型トラックなどに巻き込まれる事故が年々ふえています。

このような事故を防ぐために、交通量が多く、自転車の横断が危険な交差点には、新たに「自転車進入禁止」の道路標示がつけられます。

「自転車進入禁止」の標示のある交差点では、自転車をいったん歩道の上にあげ、自転車横断帯を利用して交差点を渡らなければいけません。

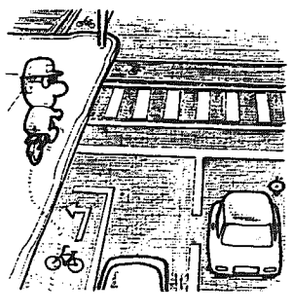

歩行者用信号に従って通行

現在、信号機は、車と歩行者用の二種類で、これまで自転車は車という標示がある場合、歩行者用信号の指示に従うことになりました。

このような信号機のあるところでは歩行者と自転車は同じ信号機に従うことになります。

信号無視は懲役三ヵ月以下、罰金三万円以下です。

歩道では車道寄りを除行

自転車の歩道での通行が制限されます。これまで二輪の自転車だけは、標識のある歩道を通行できました。

ところで最近、自転車を利用する人がふえ、歩行者との接触事故も増加する一方です。そこで、歩道を通行できるのは、次の条件に合う自転車に限定されました。

大きさは、長さ一・九メートル以下、幅が六十センチ以下、二人乗り用の座席は「子供用」以外は認められません。この規格内であれば、荷台のついた三輪自転車も通行できます。

とはいっても、歩道での通行は中心から車道寄りを走り、速度は歩行者にぶつかりそうになったら必ず止まれるスピード、つまり、〝除行〟でなければなりません。

また、歩行者にぶつかりそうなときは、必ず一時停止しなければいけません。

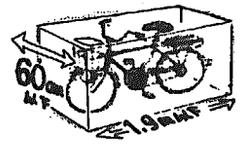

ブレーキの整備不良は処罰

自転車の安全基準が決められました。

これまで自転車には、車の車検のようなものはなく、安全基準は

野ばなしでした。そこで今回「これだけは、安全運転に必要」という〝安全のための最低線〟がしかれ、

まず、ブレーキです。ブレーキが不良で、思うように止まれない自転車ほど、危険なものはありません。時速一〇キロの速度で、三メートル以内で停止できるブレーキが基準とされ、ブレーキ不良の自転車に乗っていると、三万円以下の罰金です。

また、夜間は尾灯か反射器材をつけなければいけません。しかも百メートル後方から確認できるものでなければ失格です。色は赤色またはダイダイ色で後ろから見える場所であれば、大きさやそれをつける所は、どこでもかまいません。

自動二輪・原動機付き自転車

ヘルメットは必ず着用

自動二輪車、原動機付き自転車の乗車用ヘルメットの着用が義務づけられました。

自動二輪車に乗る時は、運転する者も、荷台に同乗する者も、必ずヘルメットをかぶらなければいけません。いままでは、最高速度四〇キロ未満の道路なら、ヘルメットは不用でしたが、これからはヘルメットなしでは自動二輪車には乗れません。四〇キロ以上で走れる道路をヘルメットなしで運転すると、違反点一点です。

また、高速自動車道や自動車専用道路では、二人乗りしてはいけません。罰則は、いずれも三万円以下の罰金です。

原動機付き自転車に乗るときもヘルメットをかぶらなければいけません。

原動機付き自転車に乗って買い物に出かけるお母さんたちも、必ずヘルメットをかぶって運転しましょう。

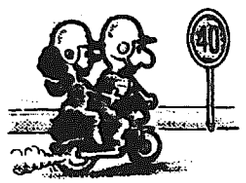

暴走行為の禁止

ジグザグ運転
横列運転　**懲役6ヵ月**

暴走族に対する取り締まりが、一段と強化されました。

これまでは、自動二輪車が道路を横いっぱいに広がって走っていても、センターラインを超えた場合は検挙できるものの、左側通行車線内では取り締まることができませんでした。

これが、十二月一日からは、二台以上の自動二輪車や車を横に連ねて運転したり、道路いっぱいに広がってのジグザグ運転、走っている車を包み込んでのいやがらせ――など、共同して交通を妨害したり、他人に迷惑をかける行為をした場合は、全部の車が取り締まりの対象になります。罰則も厳しく懲役六ヵ月以下、罰金五万円以下、違反点九点で、無免許運転よりも重い行政処分を受けます。

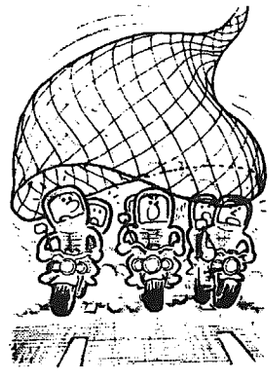

高速自動車道

燃料切れや積荷の転落も処分

高速自動車道での事故や渋滞の原因は、燃料やオイル切れによる本線車道上のエンコ、あるいは積荷の転落事故などによるものがほとんどです。要は、運転車のマナーの問題なのです。

高速自動車道を走るときは、運転者は前もって、次の事項をチェックしてください。

その一　ガソリンの状態、冷却水やオイルの量

走行中にガソリンやオイルが切れて、本線車道に停車すると処罰されます。路肩に止まるのはかまいません。

その二　積荷の状態

走行中に積荷を落としたり、故意に物を投げ捨てたりすると、処罰の対象になります。

罰則は、それぞれ懲役三ヵ月以下、罰金三万円以下、違反点は二点。

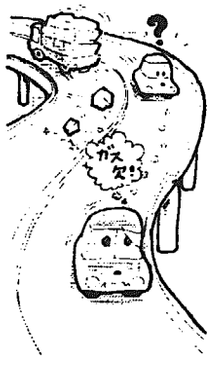

故障したときは停止表示器材をハッキリと

高速自動車道で停車するときは停車中の表示を出すことが義務づけられました。

高速自動車道での死亡事故の二五%は、停車中の車への追突によるものです。高速で運転しているため、停車中の車の発見が遅れ、事故に結びついたものがほとんどです。

本線車道、路肩にかかわらず、停車するときは、はっきり「停車中」の表示器を出さなければいけません。

表示器は一辺が五十センチ以上の三角形。後方二百メートルから視認できるように立て、夜間は反射器材を利用した〝夜間用〟を用意する心がけが必要です。罰則は三万円以下の罰金、違反点は一点。